

# 田辺市周辺衛生施設組合監査委員条例

制 定 昭和52年 1 月18日 条例第 4 号

改 正 平成29年 3 月 1 日 条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査の期日)

第 2 条 法第292条において準用する法第199条第 4 項の規定による定期監査は、毎年 8 月に行うものとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

(例月出納検査日)

第 3 条 法第292条において準用する法第235条の 2 第 1 項の規定による現金出納の検査は、毎月20日から末日までの間に行うものとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

(公表及び告示)

第 4 条 監査委員が行う公表及び告示は、田辺市周辺衛生施設組合公告式条例（昭和52年田辺市周辺衛生施設組合条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員の合議により定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。